

# 監事監査報告書

平成28年5月24日

社会福祉法人 敬愛会  
理事長 有馬頼底 殿

監事 東山 大  
監事 増井 克己



我々は、社会福祉法人敬愛会の平成27年度の理事の業務遂行の状況及び法人の財産の状況について監査を実施した。

監査の内容及び結果は下記のとおりであった。

## 記

1 日時 平成28年5月23日 9時00分～16時00分  
平成28年5月24日 9時00分～11時30分

2 場所 社会福祉法人敬愛会 本部 応接室

3 立会者	職	氏名
	専務理事	高山 宗親
	常務理事	高山 宗學
	津長谷山学園長	松谷 正文
	長谷山寮長	徳田 薫
	法人事務局長	高山 宗和
	法人事務局会計主幹	真川 雅之

4 確認書類  
別添監事監査チェックリストのとおり

## 5 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支計算内訳表を含む。）、貸借対照表及び財産目録につき検討いたしました。

## 6 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事等の職務遂行に関しては法令もしくは定款に違反するような事実は認められません。

## 7 所見

平成28年3月31日、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。平成28年度より施行される主な改正事項について、今後定められるであろう厚生労働省令に従い遺漏無きよう事務処理にあたって頂きたい。

- ① 閲覧対象書類の拡大と財務諸表、現況報告書、定款の公表に係る規定を整備する（事業運営の透明性の向上）
- ② 会計基準が厚生労働省令に位置付けられることから、基準に従った会計処理及び会計帳簿の作成の準備を行う（財務規律の強化）
- ③ 地域のニーズや法人の実績に即した創意工夫を行い、公益的な活動を一層促進すること（地域における公益的な取組を実施する責務）

以上